国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

平成３０年６月２２日
国土交通省　東北運輸局

# 福島県福島市の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成２９年１２月２７日、平成３０年２月２日の両日に東北運輸局及び東北運輸局福島運輸支局が一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

記

１．行政処分書等の交付年月日
　交付年月日：平成３０年６月２２日

２．行政処分等対象事業者及び営業所
　事業者：福島交通　株式会社　　代表取締役社長　武藤　泰典
　　（法人番号：９３８０００１００１３８９）
　　福島県福島市東浜町７番８号
　営業所：福島支社
　　福島県福島市東浜町７

３．行政処分等年月日
　平成３０年６月１３日

４　行政処分等の概要
①事業用自動車の使用停止処分
　平成３０年６月２２日から平成３０年６月２５日まで（６両×４日間停止）
　平成３０年６月２２日から平成３０年６月２４日まで（２両×３日間停止）

５　違反の概要
①事業用自動車の使用停止処分
１．事業計画の定めるところに従わずに業務を行っていた。
・事業計画で定めている自動車車庫以外の場所に事業用自動車を留置していた。
（道路運送法第１６条第１項）

２．輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
（道路運送法第２７条第３項）
・乗務の前後の点呼を実施していなかった。
（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項）

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：大崎、宮崎
℡：０２２－７９１－７５３２